

1 市民意見公募の実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市第3次特別支援教育実施計画素案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、立川市役所1階ロビー、立川市役所3階市政情報コーナー、女性総合センター、窓口サービスセンター、連絡所、子ども未来センター

(3) 意見提出期間

令和2年4月10日～令和2年5月6日

(4) 結果

ア 提出者数 1名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
1名	0名	0名	0名	0名

イ 意見の件数 50件

全体に関わること	第1章 計画の策定 にあたって	第2章 第2次計画の 成果と課題	第3章 市における 現状及び課題	第4章 第3次計画の 施策	その他
0件	0件	13件	7件	29件	1件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
7件	42件	1件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見の要旨と市の考え方について

※1 名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに要旨を整理しています。
※類似の意見については、内容を集約して整理しています。

(1) 意見を反映するもの (7 件)

整理 番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策1での、就学相談資料の書き方について講師を呼んでの研修が必要なのか。	1件	就学相談資料の書き方の研修につきましては、就学支援等検討委員である教育部の統括指導主事を講師として実施しました。外部から講師を招いたとの誤解を与える表記ですので、表現を見直します。
2	第3章／ 3 追記すべき課題 及び 第4章／ 2 基本施策と取組	「基本施策4 関係機関との連携」での、不登校児童・生徒を「在籍校への復帰」させるという考え方は、決まったルールに乗せようとしているように感じる。今は学校がすべてではなく、NPOや私立の塾などさまざまな支援がある。本人が安心して学習し、人生を考え、歩んでいけるよう、共に考えたり情報を伝えたりしていくことが大切だと思う。	2件	ご意見を踏まえ、表現を修正します。
3	第4章／ 1 計画の骨子	基本理念の「…できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに…」は「…できるよう、早期より、途切れ・すき間のない支援を図るとともに…」としたほうが分かる。	1件	ご意見を踏まえ、表現を修正します。
4	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目1の、「子ども家庭支援センターで実施している発達相談から就学相談、…」の部分に、健康会館で実施している心理相談を加えてほしい。	1件	健康会館で実施している心理相談と就学相談の連携を検討していくこととし、そのことを記載します。
5	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目3の、「小・中学校間および特別支援学校高等部等への円滑な引き継ぎ」の1つめと3つめの項目の違いが分からない。	1件	項目を整理するとともに表現を修正します。

6	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目3の2つめの項目の「高等部」は「高等部等」にすべき。通信や夜間などさまざまな進路があるため。	1件	「高等部等」に修正します。
---	-------------------	--	----	---------------

(2) 市の考え方を説明するもの (42 件)

整理 番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
7	策定委員会について	委員でしっかり発言するのは障害者団体の代表と公募市民という状況。意欲的な発言が出るよう議事進行の工夫や人選を変えるなど検討を。保護者代表は PTA 会長よりも「立川市特別支援学級小中合同保護者会」の代表がよい。	1 件	今回の計画策定検討委員会は、当事者団体を含め、関係する団体を代表してご意見をいただくことで、組織的に検討を進めるよう運営しました。次期計画策定の際には、計画の方向性や社会の情勢等も踏まえ、有意義な協議が行えるよう、策定委員会のあり方や議事進行の工夫などについて検討します。
8	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策1について、保護者からの「校内での周知などが十分ではない」という意見は実際によく聞く。「どういう時にどんな支援をして欲しいのか・欲しくないのか」が具体的に分かるよう取組を。	1 件	就学相談を経て引き継がれた対応の際の配慮点等については、校内委員会等で共有するよう校長会等を通じて呼びかけています。 引き続き、就学相談から学校への引継ぎを丁寧に行うとともに、引き継がれた情報を生かし、必要に応じて学校での組織的な支援が実施できるよう、校内委員会への教育支援相談員の出席等を通して学校と保護者を支援していきます。
9	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策2について、特別支援教育に理解のある校長は少なく、校長会に頼るのはあまり有効とはいえない。	1 件	学校の管理運営の責任者は校長であり、教育委員会として校長会との連携は不可欠であると考えます。その他にも、必要に応じて教務主任会や生活指導主任会、特別支援学級主任会等を実施しており、今後も特別支援教育等の推進に向けて、さまざまな機会を通じて学校への働きかけを行っていきます。

10	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策2について、「交流及び共同学習」「副籍交流」の多くの事例を保護者や先生に示すのがよい。受け入れ側（先生と生徒）の態度や考え方が最も重要なので、その点をしっかり指導しておくことが学校長や市教委の重要な仕事であり、共生社会実現のための第一歩である。	1件	今後も、さまざまな機会をとらえて、情報提供や指導を行っていきます。
11	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策3の特別支援学級担任の専門性の向上では、中学校に課題がある。小学校では教科だけでなく生活の基本まで広く指導ができるため、障害児の困り感に寄り添う指導に慣れていることが多いが、中学校では教科の専門性が悪影響を与えて適切な指導ができない。情緒や知的発達に遅れがある子にあった指導ができるかが大切。	1件	中学校においても、生徒の適切な実態把握に基づく個別指導計画の作成・活用の充実について、特別支援学校とも連携し取り組んでいきます。また、障害の理解や授業改善等、担任の指導力向上につながる研修の充実に取り組んでいきます。
12	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策3で述べられている特別支援教室の利用希望の増加（発達障害への支援）については20年位前から問題視されていた。特別支援教室に頼っている場合ではなく、通常学級の中でどのように支援するかを含め、校長をはじめ全教員で対応し学んでいくことである。通級の担任が中心となり、安心して学べる通常学級の授業を作っていく研修等を行ってほしい。	1件	通常の学級における合理的配慮等については、「特別支援教育コーディネーター連絡会」で実践報告を行うなど、具体的な情報提供等に努めています。また、特別支援教室巡回指導教員による理解啓発授業や教員等への校内研修の実施を進めているところです。今後は、中学校にも特別支援教室が順次導入されることを踏まえ、発達障害のある生徒の進路指導に関する校内研修等にも取り組んでいきたいと考えています。
13	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策3について、自閉症・情緒障害特別支援学級が市内に一つということは人数が多くなり、指導が困難となる。人材の確保とともに、市教委や校長の指導や支援が必要。通常学級での多様な障害への対応も進め、社会の中で生きていく力をつけていってほしい。	1件	自閉症・情緒障害特別支援学級は、令和3年度に第二小学校に2学級設置することとしており、人材の確保については、東京都教育委員会へ要望していきます。 児童の特性や学年のバランスにより、指導や学級運営には多くの工夫が必要と認識しており、学校長を始めとした学校と教育委員会とで力を合わせ、専門家の助言を得ながら取り組んでいきます。

14	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策4について、特別支援学校のコーディネーター派遣は通常学級にも必要。また、病院の地域支援も積極的に利用すべき。	1件	これまでも、学校からの要請に応じて特別支援学校のセンター的機能を活用し、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒への支援を実施してきました。病院の地域支援に関しては情報収集を行い、必要に応じて検討していきます。
15	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策4について、支援学級同士の先生方の話し合いの場が少ない。通常学級にはない授業や心配事もあり迷う先生もたくさんいる。参考とするため、それぞれの学級の取組を知る機会があるとよい。	1件	「知的固定学級担任研修」では、対象校を定めて年1回公開研究授業を行っています。また、特別支援教室においても公開授業日を設定し、市内全校に向けて指導方法に関する情報提供を行っています。平日の授業見学への参加は、担当授業の関係で困難な面もあるため、実践事例集の作成等、他の方法による情報提供についても検討し取り組んでいきます。
16	第2章 2次計画の成果と課題 及び 第3章／ 3 追記すべき課題 及び 第4章／ 2 基本施策と取組	「特別支援教育の理解啓発」という表記では、狭い世界、特別な世界、特別な人のことという印象を与えていないか心配。“特別支援教育”への理解が重要なのではなく、共生社会の実現への理解が重要なのだと思う。“特別支援”という言葉に重点を置いて市民に伝えようと、共生社会の実現から意識が離れてしまう。広く市民に理解してもらうためには、もっと言葉を考えたほうがよい。	3件	本計画は特別支援教育の取組についての計画であることから、特別支援教育に焦点を据えた表現をしていますが、「特別支援教育の理解啓発」の取組内容は、障害の有無に関わらず共に暮らす共生社会の実現を目指すという大きな理念に貫かれたものであると考えています。 取組を進めるに当たっては、関係法や本市条例の成立の背景とそれぞれの内容を踏まえ、特別な世界、特別な人のこと、という狭い印象を与えることのないよう留意します。また、市民等を対象とした講演会や催し物の周知の際は、表現について検討します。
17	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策5に示されている発達障害理解啓発のハンドブックの表紙について、イラストのコメント等の変更や、発行者表記を立川市教育委員会から子家センへの変更をしてほしい。	1件	令和3年度の発行の際に、見直しについて検討します。
18	第2章 2次計画の 成果と課題	基本施策5について、講演や講座は、学校でのPTAとの共催や、AIMなどでの開催を希望する。	1件	より多くの方にご参加いただけるよう、開催の方法等を工夫していきます。

19	第3章／ 1 市全体の状況	「(5) 就学前の発達相談」に、健康会館で実施している発達相談を入れてほしい。	1 件	この項では、就学相談と連携・接続している相談の状況を示しており、健康会館で実施している発達に関する相談の状況についての掲載は考えていません。
20	第3章／ 1 市全体の状況	「(6) 副籍制度の状況」について、「交流及び共同学習」と「副籍制度」の項目を分け、それぞれのデータをしっかり出してほしい。市内に特別支援学校ができる予定であり、準備を進めるべき。	1 件	データとして提示するためには、「交流及び共同学習」の実施状況に関する調査を、項目を精査したうえで新たに行う必要があることから、今後の課題とします。
21	第3章／ 2 学校の取組状況	特別支援教育をテーマとする校内研修等の「未実施」や「未定」が増えていることについては、忙しい中で“特別支援教育”を中心に据えた研修ができなくても、授業研究や生活指導全体会などの場面で特別支援の視点を学べるよう、校長が配慮していくとよい。	1 件	校長会等を通じて実践事例を伝えるなど、情報提供を行っていきます。
22	第3章／ 3 追記すべき課題	「基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実」の「交流及び共同学習、副籍制度」について、固定の支援学級がない小・中学校での交流の在り方を研究してほしい。	1 件	引き続き、交流の充実に向けて取り組んでいきます。 なお、「交流及び共同学習」「副籍制度」については、第2次計画では基本施策2で示していましたが、第3次計画では「基本施策5 特別支援教育の理解啓発」の中で示しています。
23	第3章／ 3 追記すべき課題	「基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援」の「教育課程編成」について、「支援」と言いつつがんじがらめにならないよう注意し、まずは実態をよく見てから「支援」を考えてほしい。また、全教員対象の研修を行うのは良いと思うが、理想は定期的な校内異動で実際に経験をすることなので、検討してほしい。	1 件	教育課程の編成は、法令や学習指導要領、東京都や市の教育方針等に基づき校長の責任のもと編成しています。今後も、地域の特色や児童・生徒の実態等を踏まえ、適切な教育課程編成ができるよう学校を支援していきます。また、校内異動についても必要に応じて学校への助言等を行っていきます。

24	第4章／ 基本指針3	基本指針3について、以下のように変更を提案する。 「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習や、地域社会との交流を積極的に行い、相互理解を促進します。また、すべての市民に対し、障害の有無に関わらず誰もが尊重しあえる共生社会を目指した特別支援教育への理解啓発に努めます。」	1件	地域社会との交流について記載する点につきましては、まずは児童・生徒間の交流をしっかりと進めていきたいと考えていますので、地域との交流を計画においてどのように示していくかについては今後の課題といたします。 また、共生社会の実現への取組については「基本理念」で示しており、ここでの記載は重複いたしますので、原文のままとさせていただきます。
25	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目2について、「課内でも研修を実施し、就学相談員の資質の向上を図ります。」とあるが、保護者が不満を抱くなどの相手のほとんどは校長や副校長である。相談の方法や目的を指導してもらいたい。	1件	課内の研修だけでなく、学校に対しても、相談の方法や目的について周知を行っていきます。
26	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目2について、「就学相談説明会の実施」とあるが、親の会主催の説明会では保護者がパネラーとして出席していた。	1件	就学相談説明会につきましては、毎年度内容を見直しており、より分かりやすく伝わりやすいものとなるよう、ご意見を踏まえて検討していきます。
27	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目2について、「就学後の継続相談の充実」に「保護者や学校の希望を考慮し、」とあるが、ここでいう「学校」とはどういうことか。	1件	継続相談対象の児童・生徒が在籍する学校を指しています。 就学相談を経て、教育委員会の提案と異なる就学先に就学された方や、就学先は一致しているが適応の状況の把握が望ましいとされた方について、おおむね学期ごとに保護者・学校・教育支援課の三者での振り返りの場を設けていますが、対象児童・生徒への教育支援や保護者面談の時期等について学校としての考え方を聞き取りながら教育委員会が継続相談を進めていくため、「学校の希望」と表記しています。

28	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目2について、学校との折り合いが悪いなどの理由から継続相談が保護者の不安をあおる形になっていることがある。急に転学を持ち出すことを避け、就学相談の際から転学にマイナスイメージを持たないよう説明し、学校への適応が難しい場合は学校側の力不足を認めることが大切。保護者にとって、先生方が真摯に我が子と向き合っていることを感じられるかが重要。	1件	保護者が安心できる継続相談の実施に向け、対象児童・生徒及びその保護者との信頼関係を築けるように配慮しつつ相談を進めます。また、教育支援課の学校訪問等を通じて、保護者とよりよい関係が築けるよう学校への指導・助言も行っています。
29	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目3について、中学校区における連携は、指導課でなく教育支援課が担当したほうがよい。指導課に特別支援教育に理解がある方がいるとは限らないため。	1件	引き続き、指導課と教育支援課が連携して取り組んでいきます。
30	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目3について、中学校区、通常学級、特別支援学級の連携の進め方がよく分からない。中学校区での連携は中学校が中心になるか？負担が大きいと思われるが。	1件	市の小・中連携教育が中学校区ごとに計画し進められているため、今後も、校区の中学校を中心として取組を進め、教育委員会も支援をしていきます。
31	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目3について、「特別支援学級間の交流等のより一層の充実を図る」とあるが、年に一回の歌や遊びでの交流では充実させる意味はなく、日常に近い形で交流できるほうがよい。また、交流は本来、通常学級または地域社会との交流を指すことから、地域を意識した内容とするよう工夫を。	1件	交流及び共同学習は、各校の教育課程の範囲内で実施するため、学校の授業等に影響のない範囲で行われているという現状があります。子どもたちの地域生活の充実につながる交流及び共同学習のあり方について、特別支援学級主任会等でも検討していきます。
32	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目4について、特別支援教育コーディネーターの専門性の確保はまだ難しいと思う。すぐに授業の様子を見に行く・家庭に行く・関係機関と話し合う、校内員会のリード、などができるか。	1件	引き続き、年2回の特別支援教育コーディネーター連絡会等を通じて特別支援コーディネーターの専門性の向上に努めています。

33	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目4の介助員の業務範囲の検討について、介助員は少なくとも今の数は必要。質の良さもある。また、難しいとは思いますがもっと男性の介助員・指導員を採用してほしい。	1件	特別支援学級臨時指導員は、配置基準に基づく人数に加え、学校の状況に応じて加配も行っており、必要な人数は配置できていると考えています。同性介助の必要性などから男性の介助員等の配置を増やしたい考えはありますが、募集に対する応募が少なく、苦慮しているところです。
34	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目5の学校生活支援シートは都の書式かと思うが、都の書式は書きづらく、保護者として納得がいかない部分が多いため、意味がないと考えている。都の書式は例であり、使用を指示しているものではないと都に確認した。	1件	学校生活支援シートの共通書式を使うメリットは、都内の学校間で円滑に情報を引継ぎ共有が行われやすいことです。今後は、保護者や学校からの意見等を踏まえ、必要があれば改訂を行います。
35	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目5の個別指導計画については、小学校は割とよくできているが、保護者との個人面談の年3回実施を目標にできるとよい。中学校は課題が多く、共通書式を作り、積極的に進めたほうがよい。	1件	市として、小・中学校の特別支援学級等設置校に個別指導計画の共通書式の提示と作成・評価の時期についての考え方を示しています。今後も、個別指導計画に基づいた指導の実施を徹底していきます。
36	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目6について、特別支援学級の全校配置と学区の廃止を多くの保護者が長年要求してきた。全校配置できないならば人数や学区の広さ、交通の便など格差ができないよう検討してほしい。	1件	特別支援学級を全校配置とした場合、在籍人数がごく少数となる学校が多くを占めることになるため、東京都教育委員会の承認を得ることは困難と考えています。市域の形状や公共交通機関網の状況により、ご不便をおかけしておりますが、今後の児童・生徒数の動向に合わせ、必要に応じて通学区域の見直し等を検討していきます。
37	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目6について、知的障害特別支援学級に情緒障害の児童・生徒を入れることはやめてほしい。受け入れるのであれば、せめてクラスを分けて編成すべき。人材も増やすべき。他市では同じ学校に知的障害児学級と情緒障害児学級が併設されている。分けて授業をする体制にしたほうがお互いによい。	1件	現在、本市には自閉症・情緒障害特別支援学級がないため、個別の配慮が必要な児童・生徒の就学先は就学支援等検討委員会において保護者の希望も考慮し、慎重な検討を行った上で決定しています。制度上、障害種別を分けた学級編成を行わなかったとしても、学習グループの編成を工夫する等、指導の際にできる配慮を行うよう、学校に対して助言するとともに、指導体制の整備も行っています。

38	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目6の特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援については、支援とはいえ、個別の障害特性や交流など、年度によって大きく左右されるため、柔軟な編成を望む。	1件	教育課程は、法令や学習指導要領、東京都や市の教育方針等に基づき校長の責任のもと編成しています。今後も、地域の特色や児童・生徒の実態等を踏まえ、学校が適切な教育課程を編成するよう支援していきます。
39	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目7の「特別支援教育に関する研修の充実」に関しては、あまり進歩を感じない。第1次計画に戻ってしっかり評価をしてみたい。研修も大事だが、教員が支援学級担任に定期的・規則的に異動できるように検討したい。	1件	より実践的な研修の方法を検討し、実施していきます。また、教員の異動に関しては、東京都教育委員会とも連携し、「特別支援教育に関わる異校種期限付異動」等の制度も活用しながら進めていきたいと考えています。
40	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目7の「特別支援学級等教員の授業力の向上」では、専門家と呼ぶなどして研修をしているだろうがその成果がほとんど出ていないと感じる。支援学級にどのような授業や支援をしたらいいのか具体的に説明できる指導者が必要だが、支援学級や通常学級の実態を理解している人でないと難しい。	1件	現在は、教育支援課の教育支援相談員と指導課の若手教員育成担当が中心となって、特別支援学級等担任の育成に取り組んでいます。今後も、より効果的な研修となるよう、適切な指導者の確保に努めていきます。
41	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目7の「特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実」については、研究授業などの時にだけ指導を受けるのではなく、日頃から連携し、子どもの個性や先生の特長を知ってもらった状態で連携することが望ましい。授業改善計画については、小学校にはない理科や社会、家庭科があることなどから中学校に重点を置いて行って欲しい。授業は、最低でも80%の子どもが理解しているかを常にチェックして進めて欲しい。また、校長・指導課・教育支援課はいつもの授業の様子をよく見て指導して欲しい。	1件	毎年、対象校が公開研究授業の実施に向けて特別支援学校から指導教諭等を複数回招聘し、担任と共に授業改善に取り組んでいます。今後は、対象校での実践や研修の成果を市内の他校でも応用できる仕組み等を検討し整備する必要があると考えています。また、教員の育成に係る部署間での情報共有にも努めていきます。

42	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目8の「巡回相談員の派遣」の相談員は家庭に行ったりケース会議に出たりするのか。“機能の再構築”の意味が分からない。	1件	巡回相談は教育相談員が行い、必要な場合ケース会議への参加は行いますが、家庭訪問は行いません。平成31年度に、従前の定期巡回から要請に応じて学校を訪問する形へと見直したことで、学校の支援要望の内容がより明確になり、効果的な巡回相談が実施できるようになったと考えています。これらの実績を踏まえ、巡回相談の機能についても見直しを行っていくことを述べています。
43	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目8の「専門家の派遣」であげる医師の派遣について、医師は忙しくほとんど来られないだろうし、医師を呼んでも効果的な指導を得られるかはわからない。心理士、OT、STなどの専門家に来てもらう方が現実的では。	1件	ご指摘の通り、医師は多忙であることから学校への派遣は困難であると考えていますが、可能性について検討をしています。また、その他の専門家については、心理士（特別支援教室巡回相談、教育相談の巡回相談）、言語聴覚士（ST）の派遣は行っていますので、その充実やその他の専門家の派遣について検討していきます。
44	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目10の「適応指導教室と連携した指導の推進」について、担任や相談員に元校長を安易にあてることがはやめて欲しい。本当の挫折を知らず、不登校の生徒や保護者の気持ちを理解する力のある人は少ないと思われる。	1件	元校長等は、学校教育や児童・生徒の成長等についての見識があることから、適応指導教室指導員等に適任であると考えます。任務を遂行する際の相談スキルや保護者の心情理解などの経験を活用し、信頼関係を築きながら相談が進められる人材の育成に努めていきます。
45	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目13にある、子ども家庭支援センターとの連携でのケース会議などでは、中心になって現状把握や手だて・支援の計画、状況把握から評価までを行う責任者が誰か、ということが気になる。その時々で違うというのではなく、常にトップ、責任者は決まっている方がよい。	1件	ケースによって、必要な支援を管轄する部署が担当し責任者となるため、立場を固定することは難しいですが、どの部署が管轄する場合でも児童・生徒や家庭にとって最も必要な支援が提供できるよう連携の充実を図ります。

46	第4章／ 2 基本施策と取組	取組項目15の「副籍制度の実施」について、“地域指定校の実態に応じて実施します”とあるが、受け入れ側の実態に合わせているだけでは、充実できないと思う。また、現状では保護者が何度も地域指定校に連絡し希望を伝える必要があり、疑問。	1件	副籍制度は、在籍校と地域指定校の教育課程の範囲内で交流活動等を実施するため、「授業等に影響のない範囲で」という活動にとどまってしまうという状況があると認識しています。子どもの地域生活の充実につながる副籍制度の在り方について、特別支援学校とともに検討する必要があると考えます。
----	-------------------	---	----	---

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（1件）

整理 番号	意見要旨
47	子ども家庭支援センターだけでなく健康推進課の発達相談も重要だが、子ども家庭支援センターや就学相談に引き継がれていない。発達相談の記録は5年保存とのことで処分されてしまったが、処分するか引き継ぐかを保護者に確認すべき。18歳までの保管がベスト。